

宇都宮大学における知的財産権の取扱い

宇都宮大学では、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に関わった大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践しております。また、こうした教育及び研究の成果を知的財産として広く社会に普及させ、大学の重要な使命の一つである社会貢献を図っております。このため、平成16年4月の法人化を機に、本学教員等により発生した知的財産は原則として大学に帰属し、知的財産の効率的かつ効果的な管理・活用による研究成果の社会への普及を促進することとしています。一方、産学官連携をはじめとする社会還元を積極的に進めようと必ず利益相反の事象が出現してまいりますので、これらを適切に対応して本学教職員が安心して社会貢献活動を進められるように、「宇都宮大学利益相反マネジメント規程」をあらたに策定するとともに、一部取扱いを改定いたしました。本冊子は、学内の教職員等に広く理解していただき、同時に今後の大いなる発展に資することを期待して作成しました。知的財産に関する様々な疑問が生じるときにご利用いただければ幸いです。本規程等の一部については、本学ホームページにも公開いたします。

平成25年3月

宇都宮大学産学官連携・知的財産本部



目 次

国立大学法人宇都宮大学知的財産ポリシー	1
国立大学法人宇都宮大学利益相反ポリシー	6
(利益相反回避のための原則)	
国立大学法人宇都宮大学研究ライセンスポリシー	9
国立大学法人宇都宮大学職務発明規程	10
国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程	24
国立大学法人宇都宮大学受託研究取扱規程	44
国立大学法人宇都宮大学研究成果有体物取扱規程	64
国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程	74
国立大学法人宇都宮大学利益相反マネジメント規程	81
外部資金からの間接経費の活用について	89

国立大学法人宇都宮大学知的財産ポリシー

平成16年 9 月 8 日

一部改正 平成17年 9 月20日

一部改正 平成21年 3 月11日

I. 基本的考え方

1. 宇都宮大学の基本理念と社会貢献の使命

本学の教育研究の基本理念に加えて、知的財産権の管理・運用を組織的・戦略的に行ない、知的活動の成果を積極的に社会へ還元する責務がある。そのために

1) 基礎研究における学術的技術的貢献の推進

2) 応用研究における産業界への貢献

をその使命とし、宇都宮大学の特長である地域共生型の社会貢献を積極的に推進する。

2. 知的財産ポリシーの目的

知的財産活動の活性化を図るために、発明者としての権利を保障し、発明等の奨励と研究意欲の向上を図るとともに、学術研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興と地域・社会への貢献に資することを目的とする。

II. 知的財産権とその利活用

1. 知的財産権の原則機関帰属

発明等は本来、発明等をなした教員等に帰属するものであるが、宇都宮大学の教員等が、宇都宮大学の資金その他の支援を受けて行う研究又は施設若しくは設備を利用して行う研究等に基づき、発明等が生じたときは、職務発明等として、宇都宮大学はその知的財産権を承継することとし、これに基づいて知的財産権は教員等から宇都宮大学に譲渡され、宇都宮大学に帰属する。ただし、特別の事情があると宇都宮大学が認めるときは、知的財産権を発明者に帰属させることができる。

機関帰属により、知的財産は一括管理され、宇都宮大学の知的財産の利活用を促進し、もって産業界への技術移転を加速させる。このように宇都宮大学の知的資産の知的財産化の促進と、その利活用の促進によって、産業の発展に寄与する形で、新たな社会貢献を果たすことが期待される。

2. 権利の承継

知的財産権の原則機関帰属に従い、日本国及び外国における知的財産権を受ける権利を、原則、宇都宮大学が承継する。

III. 知的財産の取扱い

1. 発明等の定義

本ポリシーにおいて「発明等」とは、次の①から⑤までに掲げるものをいう。

- ① 特許権の対象となる発明
- ② 実用新案権の対象となる考案
- ③ 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる創作
- ④ 品種登録にかかわる権利の対象となる育成
- ⑤ ノウハウの対象となる案出

2. 発明等の扱い（発明等届から知的財産権までの流れ）

- (1) 宇都宮大学の教員等が発明等をなし、知的財産権が出願されるべきと判断した場合、学長に発明等を届け出なければならない。
- (2) 届出を受けた学長は、すみやかに当該教員等に受理した旨を通知し、知的財産委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その答申に基づき知的財産権を受ける権利を承継するかどうかを決定する。
- (3) 宇都宮大学が承継すると判断された発明等については、発明者は宇都宮大学に知的財産権を受ける権利を譲渡する。
- (4) 宇都宮大学が承継した知的財産権を受ける権利については、原則、学長がその責任のもとに出願から権利化までの手続、さらにはライセンス等の交渉・契約を行い、事業化を促す。
- (5) 宇都宮大学の発明者の不服に対しては、不服申立審査委員会を設置し、不服に対応する。

3. 発明者の定義

- (1) 「発明者」とは、職務発明等を行った教員等をいう。
- (2) 「教員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ① 宇都宮大学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭並びに研究活動に従事する職員
 - ② 本学の学生、大学院生又は研究生であり、かつ、宇都宮大学と発明等の取扱い等につき契約がなされている者
 - ③ 本学の客員教員、客員准教授又は研究員等であり、かつ、宇都宮大学と発明等の取扱い等につき契約がなされている者

4. 知的財産権の帰属

- (1) 教員等が職務発明等を行ったとき、当該知的財産権を受ける権利は宇都宮大学に承継される。
- (2) 教員等が国からの運営交付金等、国からの特別の研究費（科学研究費補助金等の競争的研究資金、研究補助金等）又は民間企業等からの寄附金等に基づいて行った研究により発明等が生じたとき、当該知的財産権を受ける権利は宇都宮大学に承継される。
- (3) 教員等が民間企業との共同研究により発明等を行ったとき、その研究から生じた発明等の当該知的財産権を受ける権利は原則機関帰属とするが、企業の貢献度によって、当該知的財産権を受ける権利の持分を契約で定めることができる。
- (4) 教員等が海外研究機関において、客員研究員として得た成果は、海外研究機関の内部規程及び当該国の法律に従う。

5. 知的財産委員会の任務

- ・職務発明等に該当するか否かの審議
- ・職務発明等の技術的評価の審議
- ・知的財産権を出願しうる要件を具備しているか否かの審議
- ・発明者又は民間機関等との共同研究に係る持分に関する審議
- ・発明等の取扱いに関する規程等の制定及び改正に関する審議
- ・その他知的財産権に関して学長が必要と認めた事項の審議

6. 知的財産委員会の構成及び議決

- ・理事のうち学長が指名した者
- ・各学部（研究科を含む。）から選出された教員
- ・地域共生研究開発センター長
- ・知的財産センター長
- ・委員会が特に必要と認めた者（外部の者を含む。）
- ・委員は学長より委嘱される。
- ・委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- ・委員長は、理事をもって充てる。
- ・委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- ・委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決する。

7. 権利の承継の決定及び通知

- (1) 学長は、発明等の届出があったときは知的財産委員会を開催する。
- (2) 学長は、知的財産委員会の審議結果をもとに当該発明等が職務発明等であるかを判断し、宇都宮大学が当該知的財産権を受ける権利を承継するかどうかを決定する。
- (3) 学長は、知的財産委員会の審議結果及び前項の決定を発明等を届け出た教員等及び当該学部長等に通知する。

8. 権利譲渡証書の提出

発明者は、当該知的財産権を受ける権利を宇都宮大学が承継すると決定した旨の通知を受けたとき、学長に権利譲渡証書を提出しなければならない。

9. 発明届の時期

発明届は、原則として公表前に提出しなければならない。

10. 発明者の協力義務

発明者は、届け出をした発明等について、宇都宮大学から出願手続、権利化手続等に対する協力を依頼されたとき、これに応じなければならない。

11. 守秘義務

発明等及び発明等情報に携わる者はすべて、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

12. 知的財産権の存続期間中の維持等

特許権については設定登録後3年、実用新案権については実用新案登録出願の日から3年、

意匠権については意匠登録出願の日から5年が経過した時点及び知的財産委員会が必要と認めたときに、発明者の所属する部局長等を通じて、発明者の所見（維持の可否及び理由）等を聴取して、知的財産委員会が維持すべきか否かを決定する。発明者が退職した後でも、本人に意見を聴くものとする。維持しないと決定したときは発明者へ譲渡することができる。

13. 任意譲渡

学長は、教員等からその所有する知的財産権を宇都宮大学に譲渡する旨の申出があったときは、知的財産委員会の意見を参酌した上で、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

14. 発明者への補償

- (1) 補償金は発明等の譲渡証書に発明者として記載されている者に対して行なう。
- (2) 大学が国立大学法人宇都宮大学職務発明規程に基づき取得した知的財産権の実施又は処分により収益（収入）を得た場合、毎年1月1日から12月31日までの間の総収入から知的財産権の出願、維持費及びその他の費用を控除し、残りの部分について表1のように配分する。
- (3) 表1に記載の部局に配分される部分の部局内部での配分は、各部局において別に定めるところによる。
- (4) 補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるときは、各人の補償金は譲渡証書に記載された持分割合に従い按分する。
- (5) 発明者が退職した後も補償金を受ける権利は存続する。
- (6) 発明者が死亡した場合には、相続人に補償金を受ける権利を付与する。
- (7) 宇都宮大学は、知的財産の権利化及びその活動への貢献を教員等の業績評価に反映させるよう努力する。

表1. 知的財産権の実施又は処分による収入の配分指針

収入実績	200万円以下の部分	200万円を超え、1,000万円以下の部分	1,000万円を超える部分
発 明 者	30%	35%	50%
部 局 (配分は部局に委ねる)	20%	25%	20%
大 学	50%	40%	30%

15. 教員等の採用、退職後の取扱い

- (1) 他大学等の職員であった者が、宇都宮大学の職員として宇都宮大学で発明等を完成した場合、発明者は発明等を学長に届け出る。知的財産委員会の審議により単独の発明等と判断されなかった場合、学長は当該他大学等と持分等について話し合うものとする。
- (2) 宇都宮大学の教員等が、他大学等への採用等により、宇都宮大学で行った研究が他大学等において完成した場合は、国立大学法人宇都宮大学職務発明規程に従って発明等完成時に宇都宮大学長に届け出るものとし、学長は当該他大学等と持分等について話し合うものとする。

- (3) 宇都宮大学の教員等が退職した場合においても、当該発明等が、本ポリシーに規定される発明等と認定できる場合は、本ポリシーが適用される。
- (4) 宇都宮大学の教員等又は教員等であった者は、退職に際し、又は退職後において、宇都宮大学が知的財産権を受ける権利を承継した自己の発明の実施許諾を求めることができる。非営利目的の研究の場合、実施可否は「国立大学法人宇都宮大学研究ライセンスポリシー」による。営利目的の場合、実施可否は知的財産委員会の審議を経て学長が決定する。

IV. 知的財産の諸課題

1. 知的財産の係争・訴訟に対する対応

知的財産権を巡る係争・訴訟が発生した場合、学長は、知的財産委員会を開催し、裁判等の金銭的負荷等を考慮して対応する。

2. 知的財産権への侵害に対する対応

- (1) 宇都宮大学が所有する知的財産権への侵害を知った場合、知的財産委員会は、当該知的財産権の発明者及び部局長等に報告する。
- (2) 発明者と知的財産委員会は、知的財産権侵害の具体的対象物、侵害の開始時期・期間及びその金銭的効果等の情報を収集し、宇都宮大学が所有する知的財産権への侵害に係る報告書を作成する。
- (3) この報告書をもとに知的財産委員会委員長は、必要に応じて、発明者、弁理士及び弁護士等を参考人として加えた知的財産権侵害対策委員会を召集する。
- (4) 知的財産権侵害対策委員会の決議に従って、学長又は知的財産委員会委員長は当該知的財産権侵害者に対して文書にて警告を行う。
- (5) 必要に応じて知的財産権侵害対策委員会のメンバーと発明者等が直接の交渉を行う。
- (6) 知的財産権侵害に係る係争は和解、あるいは裁判とさまざまなケースが想定されるが、知的財産権侵害対策委員会からの提案を受け、最終的な判断は学長が行う。

3. T L O との連携

宇都宮大学が所有する知的財産権については、既存のT L O との連携も含め積極的に活用を図る。

4. 不服申立て

- (1) 本ポリシーの適用に関連する教員等の不服の申出に対応するための窓口として、不服申立窓口を知的財産センターに設置する。
- (2) 不服申立窓口は本ポリシーに関連する教員等のあらゆる不服に対応する。
- (3) 教員等は、知的財産権に関する宇都宮大学の決定に不服があるときは、通知を受けた日から4週間以内に、知的財産センターに設置されている不服申立窓口に対し、不服を申立てることができる。不服についての審査は学長が別途設置する不服申立審査委員会で行う。

以 上

国立大学法人宇都宮大学利益相反ポリシー (利益相反回避のための原則)

平成17年3月9日

一部改正 平成17年9月20日

一部改正 平成21年3月11日

1. 目 的

国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）は、本学が創出する学術的な研究成果の社会還元は重要な使命であると位置づけ、積極的に推進する。一方、社会還元活動を実施するに際し、教員等は学外組織から経済的利益を得たり、学外組織に対して一定の責務を負うことが想定される。

学外との連携活動を行うことによる教員等個人の経済的利益や学外組織に対する責務が、本学における大学の使命（大学の利益）や教員等の責務と衝突する事態（即ち、利益相反及び責務相反（以下「利益相反」という。）といわれる状況）が生じ得る。

本学がこのような状況に対して適切に対応しなければ、本学の使命を遂行する上での阻害要因となり、学外との連携活動のみならず、研究及び教育活動にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

学外との連携活動を推進するにあたり、本学の教員等が利益相反行為をしてはならないこと、またそのような謗りや疑いを持たれることのないように努めることが教員等の義務であることを明確にしておく。

さらに、学外との連携等を適正かつ円滑に推進していくにあたり、利益相反による大学の使命や利益に対する阻害を防止するために、以下の「利益相反にかかわる対処の基本方針」を掲げ、必要となる学内体制を強化整備する。

2. 利益相反の定義

ここでは、利益相反を以下のとおり定義する。

(1) (狭義の) 利益相反

① 個人としての利益相反

教員等が個人として得る利益と大学における責任とが相反している状態。

② 大学（組織）としての利益相反

大学が得る利益と大学の社会的責任とが相反している状態。

(2) 責務相反

教員等が大学における職務遂行の責任と社会活動における職務遂行責任が両立し得ない状態。

3. 利益相反にかかわる対処の基本方針

本学と学外組織との間で生じる種々の利益相反問題に対処するため、本学は以下の基本方針を掲げる。

- (1) 利益相反の問題に対処するために本学における手続きは、職務上の成果の信頼性と本学の威信に疑惑を抱かれないよう、公明、公正、中立で透明性を確保するものとする。
- (2) 「学外組織」が科学技術等を振興し、社会の発展に貢献し、個人の生命、自由及び幸福の追求に寄与するいわば「公共の利益」を生じる場合がある。このような「学外組織における職務」による「公共の利益」と本学の教員等による「本学の利益」とが両立せず、利益が相反する場合は、「公共の利益」を優先する。
- (3) 「学外組織の職務」に、本学の教員等が従事することにより得られる経済的、社会的利益の見返りとして「私的な利益」が生じる場合がある。このような「学外組織」による教員等の「私的な利益」と「本学の利益」とが両立せず、利益が相反する場合には、「本学の利益」を優先する。
- (4) 本学は教育・研究をその使命とすることから、学生が人格陶冶し、学問を修得するための学生の学ぶ権利による「学生の利益」が生じることはいうまでもない。本学における「学生の利益」と本学教員等の「私的な利益」とが両立せず、利益が相反する場合には、「学生の利益」を優先する。

4. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は「利益相反にかかわる対処の基本方針」の下、社会貢献の一環として産学官連携を積極的に推進する。
- (2) 教員等が安心して産学官連携に取り組めるよう利益相反の学内ルール及びシステムを整備する。
- (3) 個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するための手続き・体制を整備する。

5. 対象者の範囲

当面、本学の教員等（教授、准教授、講師、助教、助手及び研究活動に従事する職員）を対象とする。今後、大学の管理運営や技術移転等の産学官連携に関与するその他の職員、非常勤博士研究者（ポストドク）及び学生についても、対象に含める方向で検討する。

6. マネジメント体制

(1) 利益相反委員会

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議は、「利益相反委員会」において行う。なお、利益相反に関する専門的事項を検討するための組織として、学識経験者や弁護士、弁理士等の専門家を含む「利益相反ワーキンググループ」を設置する。

(2) 利益相反カウンセラー

利益相反問題を抱える教員等に対して、適切なカウンセリングを行うため、顧問弁護士等の利益相反カウンセラーを置く。

7. マネジメント方法の確立

当面は、利益相反委員会において、利益相反の具体的な事例を主体的に収集・分析し、調査・検討を行った上で、本学の教員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、利益相反の学内ルール及び具体的なマネジメント方法を早急に確立することが求められる。その主要な事項の例を下記に示す。

- 利益相反の可能性の分析
- 開示すべき情報の検討
- 情報開示の方法
- 就業規則，職員兼業規程，役員・職員倫理規程等，関係規程との整合
- 啓発活動の方針
- その他マネジメント方法を確立する上で必要な事項

以 上

国立大学法人宇都宮大学研究ライセンスポリシー

制 定 平成21年3月11日

国立大学法人宇都宮大学は、知の創造拠点である大学等の役割や大学等における研究の自由度の確保の重要性を踏まえ、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の知的財産権を、他の大学等が非営利目的の研究において使用しようとする場合の基本的な考え方について、総合科学技術会議が策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針（平成18年5月23日）」に基づき、以下のとおり国立大学法人宇都宮大学研究ライセンスポリシーを制定する。

1. 目 的

本ポリシーは、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）の知的財産権を他の大学等（わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人をいう。以下同じ。）が使用しようとする場合において、他の大学等における研究の自由度を確保し、本学で生み出された学術研究の成果等を円滑かつ効果的に社会へ還元することを目的とする。

2. 研究ライセンスの供与

本学単独所有の知的財産権について、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下「研究ライセンス」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。

(1) 研究ライセンス供与の対象

本ポリシーにおいて「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権及び回路配置利用権をいう。

(2) 本学教員等退職後の扱い

本学教員等が、他の大学等へ異動した場合、その異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、その教員等の発明に係る本学の知的財産権について、当該教員等の求めに応じ、原則として研究ライセンスを供与する。本ポリシーにおいて「教員等」とは、「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」第2条第5号に規定する者をいう。

3. 研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則として無償とする。

4. 用語の定義

本ポリシーで使用されている用語の定義は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産についての研究ライセンスに関する指針（平成18年5月23日：総合科学技術会議）」に基づくものとする。

国立大学法人宇都宮大学職務発明規程

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第3条）
- 第2章 届出及び帰属の決定（第4条－第6条）
- 第3章 知的財産委員会（第7条－第12条）
- 第4章 任意譲渡（第13条）
- 第5章 補 償（第14条－第16条）
- 第6章 知的財産権の出願及び実施（第17条－第19条）
- 第7章 雑 則（第20条－第22条）
- 附 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）の教員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図るとともに、学術研究の成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興と地域・社会への貢献に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許権の対象となるものについては発明
- ロ 実用新案権の対象となるものについては考案
- ハ 意匠権、回路配置利用権及び著作権（プログラム及びデータベースに限る。）の対象となるものについては創作
- ニ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
- ホ ノウハウを対象とするものについては案出

二 「職務発明等」とは、本学が研究の遂行を業務として容認して行う研究、本学が費用その他の支援をして行う研究又は本学の施設設備を利用して行う研究等に基づき、教員等が行った発明等をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の登録を受ける権利及び種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利を受ける権利

ハ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する学部の学部長、研究科長、保健管理センター所長、知的財産センター長、キャリア教育・就職支援センター長、共通教育センター長、オプティクス教育研究センター又は学内共同教育研究施設長（以下「学部長等」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

四 「発明者」とは、職務発明等を行った教員等をいう。

五 「教員等」とは、次に掲げる者をいう。

イ 本学の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに研究活動に従事する職員

ロ 本学の学生、大学院生又は研究生であり、かつ、本学と別記様式3による契約がなされている者

ハ 本学の客員教授、客員准教授、特任教員又は研究員等であり、かつ、本学と別記様式3による契約がなされている者

（権利の帰属）

第3条 本学は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、発明者に帰属させることができる。

第2章 届出及び帰属の決定

（届出及び受理）

第4条 教員等は、発明等を行ったときは、別記様式1によって、すみやかに学長に届け出るものとする。緊急を要するために届出前に出願した場合は、出願後直ちに届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、すみやかに当該教員等及び当該学部長等に受理した旨を通知しなければならない。

（発明等の審議・出願）

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第7条に規定する知的財産委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その答申に基づき職務発明等の当否、知的財産権の持分割合及び本学が承継するか否かを決定する。

2 学長は、前項の規定によって当該発明等に関する決定をしたときは、当該教員等及び当該学部長等に通知しなければならない。

3 学長は、第1項の規定により本学が承継すると決定したときは、本学を出願人として出願するものとし、審査請求の時期を決定する。

4 第1項の規定により本学が承継しないと決定したときは、発明等を届け出た教員等は当該発明等につき自由に出願を行うことができる。

（権利譲渡証書の提出）

第6条 教員等からの届出による発明等について、本学が権利を承継すると決定したときは、発

明者は別記様式 2 - 1 による譲渡証書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、本学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

第3章 知的財産委員会

(設 置)

第7条 本学に、職務発明等に関する事項を審議するため、知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第8条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 第4条第1項に規定する届出による発明等が、職務発明等に該当するか否かの審議
- 二 当該職務発明等の技術的評価の審議
- 三 知的財産権を出願しうる要件を具備しているか否かの審議
- 四 発明者又は民間機関等との共同研究に係る知的財産権の持分に関する審議
- 五 発明等の取扱いに関する規程の制定及び改正に関する審議
- 六 その他知的財産権に関して学長が必要と認めた事項の審議

2 委員会は、必要に応じ、当該教員等からヒアリングを行うことができる。

(組織及び運営)

第9条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 理事のうち学長が指名した者 1名（以下「理事」という。）
- 二 教育研究評議会から選出された評議員 1名
- 三 地域共生研究開発センター長
- 四 知的財産センター長
- 五 農学部及び工学研究科から選出された教員 各2名
- 六 国際学部及び教育学部から選出された教員 各1名
- 七 委員会が特に必要と認めた者（学外者を含む。） 若干名

2 前項第2号及び第5号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第7号の委員の任期は、委員会がその都度定める。

第10条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不服の申立て)

第12条 教員等は、知的財産権に関する本学の決定に不服があるときは、通知を受けた日から4週間以内に、不服を申立てることができる。

- 2 学長は、不服の申立てがあったときは、学長が別途設置する学外の有識者を含む不服申立審査委員会の意見を徴したうえで、不服申立の可否を決定する。
- 3 学長は、前項の決定を当該教員等及び当該学部長等に通知する。

第4章 任意譲渡

(任意譲渡)

第13条 教員等からの届出による発明等について、本学が職務発明等に該当しないと決定した場合に、教員等から知的財産権を本学に譲渡する申出があったときは、学長は、委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。ただし、知的財産権を承継すると決定した場合には、当該教員等は別記様式2-2による譲渡証書を学長に提出しなければならない。

- 2 知的財産権について、教員等又は第三者からの届出による本学へ譲渡の申出があったときは、学長は、委員会の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。この場合において、当該教員等又は当該第三者は別記様式2-3による知的財産権の譲渡届出書を学長に届け出るものとする。
- 3 前項前段において、学長が知的財産権を承継すると決定したときは、当該教員等又は当該第三者は別記様式2-4による知的財産権譲渡証書を学長に提出しなければならない。

第5章 補償

(補償金の支払)

第14条 本学が職務発明等又は前条により任意譲渡された発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収益(収入)を得たときは、当該知的財産権に係る発明等をした教員等に対し、別表1に定める補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第15条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、譲渡証書に記載された持分割合に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第16条 前2条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる発明者が退職した後も存続する。

- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第6章 知的財産権の出願及び実施

(出願及び権利化)

第17条 発明者は、職務発明等に係る知的財産権を本学と発明者が共有するときは、共同して出願を行うものとする。

- 2 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、本学と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。
- 3 出願に関する一切の手続は本学が行い、発明者は出願後の手続の補正等について本学の行う決定に従うものとする。ただし、発明者は、本学から出願手続、権利化手続及び第三者からの無効審判等に対する協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

- 4 発明者は、知的財産権を外国で受けることを希望するときは、別記様式1にその旨記載するものとする。

(発明者の自己実施権の放棄)

第18条 本学と発明者が共有する知的財産権が、学外との共同研究又は受託研究（以下「共同研究等」という。）の成果であって、発明者と共同研究等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、研究活動に使用するときを除いて当該知的財産権に係る自己実施権を放棄するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

(知的財産権の実施)

第19条 本学と発明者が共有する知的財産権について、本学が、共同研究等の相手方又は第三者（以下「当該第三者」という。）に対して次の各号に掲げる行為を行おうとするときは、特段の事由がない限り、発明者は、これに同意するものとする。

- 一 持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定するとき。
 - 二 専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾するとき。
- 2 本学は、前項に掲げる行為を行う場合、次項に規定する内容の契約を当該第三者と締結しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき当該第三者が発明者と締結する契約には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。
- 一 譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾された知的財産権が実施された場合、発明者の持分に応じた実施料が支払われること。
 - 二 譲渡又は専用実施権の設定が行われた知的財産権について、権利の侵害又は侵害とみなす行為が行われた場合には、当該譲渡又は当該専用実施権の設定を受けた者は、適切な対応（そのための経費の負担を含む。）をとり、発明者はこれに協力すること。
 - 三 譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾を受けた者は、公序良俗に反するおそれがあること並びに法令違反及びそれに準ずることを行わないこと。

第7章 雑 則

(守秘義務)

第20条 発明者、委員会の委員その他発明を知りうる立場にある者は、当該発明等の内容等の事項について、発明等が公開されるまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意の上、公表する場合及び本学又は発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

(退職後の取扱い)

第21条 教員等が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。

- 2 教員等又は教員等であった者は、本学が知的財産権を受ける権利を承継した自己のなした発明について、退職に際し、又は退職後において、本学に実施（以下「研究ライセンス」という。）許諾を求めることができる。
- 3 前項の場合において、実施が他の大学等（わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っ

ている特殊法人及び独立行政法人をいう。)における研究の場合、実施可否及び許諾の条件は「国立大学法人宇都宮大学研究ライセンスポリシー」による。その他の場合、実施可否及び許諾の条件は知的財産委員会の審議を経て学長が決定する。

(事 務)

第22条 この規程に定める事務は、知的財産センター及び必要とされる関連部門が行う。

附 則

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1 (第14条関係)

補 償 金 の 額

収入実績	200万円以下の部分	200万円を超え, 1,000万円以下の部分	1,000万円を超える部分
発 明 者	30%	35%	50%
部 局 (配分は部局に委ねる)	20%	25%	20%
大 学	50%	40%	30%

備 考

- 1 収入実績に応じて、発明者、部局及び大学が別表1に従って按分する。
- 2 発明者が2人以上の場合は、譲渡証書に記載された持分割合により按分する。
- 3 収入実績とは、知的財産権の実施又は処分による毎年1月1日から12月31日までの間の総収入から出願、維持費及びその他の費用を控除したものをいう。

収入実績 I と 発明者の補償額Mの関係

収入実績が200万円以下の場合

$$M = I \times 0.3$$

収入実績 I が200万円を超えて, 1,000万円以下の場合

$$M = 200\text{万円} \times 0.3 + (I - 200\text{万円}) \times 0.35$$

収入実績 I が1,000万円を超える場合

$$M = 340\text{万円} + (I - 1,000\text{万円}) \times 0.5$$

様式 1 (第 4 条関係)

発明等の届出書

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

所属

職 名

氏 名

下記の発明等をしたので、「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」に基づき届け出ます。

記

1. 発明等の名称 (必須)

2. 発明等に関する事項（必須）（該当箇所にレ点又は必要事項を記入下さい）

発 明 等 の 実 施 状 況	☐ 理論的完成（実証実験必要）		☐ 試 作 中	
	☐ 理論的完成（実証実験不要）		☐ 試 作 完 了	
	☐ 実 験 中		☐ 工 業 化 中	
	☐ 実験完了		☐ 工業化完了	
学外第三者 と の 関 係	☐ 関係なし			
	☐ 関係あり	当該第三者名（ ）		
		共同出願の可否	☐ 要 ☐ 否	
		☐ 共同研究の 成果	☐ 研究成果の取り扱いに関する契約あり ☐ 研究成果の取り扱いに関する契約なし ☐ 研究成果の取り扱いに関する契約作成中	
		☐ 受託研究の 成果	☐ である ☐ でない	
		☐ その他		
学 外 発 表 の 予 定	☐ 未 発 表			
	☐ 発表済み	発 表 日（ 年 月 日）		
		原稿提出日（ 年 月 日）		
☐ 発表予定	発表日予定（ 年 月 日）			
	原稿提出日（ 年 月 日）			

3. 発明等に使用した研究費（必須）

使用した研究経費	研究経費総額	発明に要した金額	使用年度
教員基盤研究費			
指定寄附金			
共同研究費 (相手方:)			
受託研究費 (委託元:)			
国費等の研究費 ()			
その他 ()			
合計			

4. 使用した研究施設及び設備（必須）

5. 権利の帰属に関する代表発明者の所見（必須）

6. 発明者・権利者等（必須）

発明者等		氏名・所属・職名	持分割合	権利者(出願者)	権利持分
本学に権利を 譲渡する者	代表発明者		%	国立大学法人 宇都宮大学	%
	共同発明者		%		
			%		
			%		
本学に権利を 譲渡しない者	共同発明者				%
					%
					%

※持分割合は、本学に権利譲渡する者の全体の割合を100とした場合の各発明者の持分割合(%)を記入下さい。

7. 発明者の貢献・役割内容（必須）

発明者	発明への貢献・役割

8. 発明等の説明（該当箇所にレ点又は必要事項を記入）

i) 発明等の目的、構成、特徴（発明等の概要）（必須）

※従来（公知）技術との構成及び効果の違いを対比して記載して下さい。

※代表図面，参考資料添付可

ii) 従来技術の課題・問題点

iii) 発明の効果（必須）

iv) 従来技術文献名（必須）

（出願しようとする発明等に最も近い本人又は他人の特許・学術論文等）

v) ☐ 基本発明， ☐ 第三者又は自己の発明等の改良， ☐ 代替技術有り

vi) 発明等の属する技術分野（必須）（複数選択可，最も関係の深い分野に■を記入して下さい。）

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 電気・電子 | ☐ 情報・通信 | ☐ 機械・加工 |
| ☐ 輸送・エンジン | ☐ 土木・建築 | ☐ 化学・材料 |
| ☐ 繊維・紙 | ☐ 環境・エネルギー | ☐ 農業・園芸 |
| ☐ 食品・バイオ | ☐ 医薬・医療 | ☐ 健康・介護 |
| ☐ 生活・文化 | ☐ その他 | |

vii) 産業上の利用分野（例：自動車産業，複数可）

viii) 考えられる用途，対象企業および市場規模

ix) 技術移転の状況（必須）

- ☐ 技術移転が確実（技術移転先： ）
- ☐ 技術移転の交渉中（技術移転交渉先： ）
- ☐ 技術移転の可能性が高い（技術移転先候補： ）
- ☐ 技術移転の可能性が低い
- ☐ その他

x) ライセンス許諾の場合の技術フォロー（必須） ☐ 可 ☐ 不可

9. 外国出願希望国

国名：

理由：

10. 出願等経費

- ☐ 大学の特許出願等経費での出願のみを希望する
（この場合は，大学が出願する確率は低くなります）
- ☐ 大学の特許出願等経費または教員研究費での出願を希望する
（この場合は，大学が出願する確率が高くなります）
- その他の参考事項（例：社会的インパクト，任意譲渡の有無等）

様式 2 - 1 (第 6 条第 1 項関係)

譲 渡 証 書 [職務発明等用]

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

住 所 (居所)

所 属

職 名

氏 名

知的財産委員会において職務発明等と決定された下記の発明等に関し「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」に基づき、日本国及び諸外国で知的財産権の登録又は申請をする権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を国立大学法人宇都宮大学に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 職務発明等の決定通知文書番号及び通知日

決定通知文書番号

決定通知日

3 持分割合

発明者等氏名	住 所	持分割合
		%
		%
		%
		%
		%

※単独発明等の場合も記載する。

※氏名は必ず自著して下さい。

※持分割合は本学に譲渡する者の全体の割合を 1 0 0 とした場合の各発明者の持分割合 (%) を記入下さい。

譲 渡 証 書 [非職務発明等用]

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

住 所 (居所)

所 属

職 名

氏 名

知的財産委員会において職務発明等に該当せず、「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」第13条第 1 項に基づいて国立大学法人宇都宮大学が承継すると決定した下記の発明等に関して、日本国及び諸外国で知的財産権の登録又は申請をする権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を国立大学法人宇都宮大学に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 職務発明等の決定通知文書番号及び通知日

決定通知文書番号

決定通知日

3 持分割合

発明者等氏名	住 所	持分割合
		%
		%
		%
		%
		%

※単独発明等の場合も記載する。

※氏名は必ず自著して下さい。

※持分割合は本学に譲渡する者の全体の割合を100とした場合の各発明者の持分割合（％）を記入下さい。

様式 2 - 3 (第13条第 2 項関係)

知的財産権の譲渡届出書 [任意譲渡用]

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の知的財産権について、私の持分を「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」第13条第 2 項に基づき譲渡したいので届け出ます。

記

1. 譲渡する知的財産権の名称, 番号

①

②

③

2. 知的財産権の共有に関する事項 (該当する部分にレをつけて下さい。)

① 共有者の有無 なし ☐ あり ☐

② 共有者の有無 なし ☐ あり ☐

③ 共有者の有無 なし ☐ あり ☐

※ 共有者が「あり」の場合には、必ず共有者の同意書を添付して下さい。

3. 発明等の概要

4. 譲渡の理由

5. その他

※ 知的財産権の明細書等を添付して下さい。

知的財産権譲渡証書 [任意譲渡用]

平成 年 月 日

住所 (居所)

所 属

職 名

氏 名

印

※ 氏名は必ず自署して下さい。

下記の知的財産権について、私の持分を「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」第13条第 3 項に基づき譲渡致します。

記

1. 譲渡する知的財産権の名称, 番号

①

②

③

2. 知的財産権の共有に関する事項 (該当する部分にレをつけて下さい。)

① 共有者の有無 なし ☐ あり ☐ , 持分 %

② 共有者の有無 なし ☐ あり ☐ , 持分 %

③ 共有者の有無 なし ☐ あり ☐ , 持分 %

※ 共有者が「あり」の場合には、必ず共有者の同意書を添付して下さい。

様式 3（第 2 条第 5 号関係）

契 約 書

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

住所（居所）

所 属

学 年

氏 名

（氏名は自著）

私は、国立大学法人宇都宮大学知的財産ポリシー及び国立大学法人宇都宮大学職務発明規程を十分に理解し、私が国立大学法人宇都宮大学において行う又は行った発明等を「国立大学法人宇都宮大学職務発明規程」第 2 条第 2 号に基づく職務発明等として、国立大学法人宇都宮大学に譲渡することに同意いたします。

国立大学法人宇都宮大学における 民間機関等との共同研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 本学において、民間等外部の機関（商法上の会社、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人及び民法第34条の法人等をいう。以下「民間機関等」という。）から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が、当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究

二 本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

2 この規程において、「共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

3 この規程において、「発明等」とは国立大学法人宇都宮大学職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条に規定する発明、考案、創作、育成及び案出をいう。

4 この規程において、「知的財産権」とは職務発明規程第2条に規定する権利及びその他一切の知的財産権をいう。

(受入れの基準)

第3条 共同研究は、大学の社会的使命にふさわしく、教育研究上有意義であり、本学の教育研究に支障がないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に受け入れることができるものとする。

(共同研究の申込み)

第4条 学長は、共同研究の申込みをしようとする者があるときは、共同研究申込書（別紙様式1）を提出させるものとする。

2 学長は、前項の申込書を受理したときは、当該共同研究に係る代表者（本学の教員で当該共同研究を代表する者をいう。以下「共同研究の代表者」という。）の所属する学部及び工学研究科、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）の長に通知するものとする。

3 学部等の長は、前項の通知を受けたときは、当該教授会等の議を経て、当該共同研究の受入れについて、学部等としての可否を決定するものとする。この場合において、受入れを可とするときは、当該共同研究に関する研究内容その他共同研究に必要な事項を併せて決定し、その決定事項及び審査資料を学長に別紙様式1－1により、提出するものとする。また、受入れを否とするときは、その理由を付して学長に提出するものとする。

4 前項の場合において、共同研究に参加予定の教員が他の学部等にわたるときは、あらかじめ当該教員が所属する学部等の長の同意を得るものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、当該学部等の教授会等の審査結果に基づき、当該共同研究の受入れの可否を決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により共同研究の受入れを決定したときは、当該学部等及び民間機関等の長に対し、共同研究受入決定通知書（別紙様式2及び3）により、通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は、直ちに民間機関等の長と共同研究契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(共同研究員の研究料)

第7条 民間機関等は、共同研究員の研究料（以下「研究料」という。）を納入しなければならない。

- 2 研究料の額及び徴収方法は、別に定める。
- 3 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第8条 共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 第2条第1項第1号による共同研究

- ア 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
- イ 民間機関等は、アにより本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、産学官連携研究員の人件費、消耗品費、設備品費及び光熱水料等の当該研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額の間接経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。
- ウ イの間接経費の額は、直接経費の10％に相当する額を標準とする。
- エ 本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内において、イの直接経費の一部を負担することができるものとする。

二 第2条第1項第2号による共同研究

前号に加え、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とするものとする。

(設備等の取扱い等)

第9条 研究経費により、取得した設備等の取扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 第2条第1項第1号による共同研究において、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。
 - 二 第2条第1項第2号による共同研究において、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。
- 2 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究実施場所)

第10条 本学の教員が、第2条第1項の共同研究を行うために必要な場合は、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 共同研究の代表者は、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長しようとするときは、あらかじめ民間機関等の長と協議の上、当該学部等の長を経て学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出により共同研究を中止し、又は研究期間の延長を決定したときは、共同研究中止・延長決定通知書(別紙様式4)により、当該学部等及び民間機関等の長に通知するものとする。

3 契約担当役は、直ちに当該民間機関等の長と契約を変更するものとする。

(規程等の遵守)

第12条 共同研究員は、共同研究を行うに際しては、本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(知的財産権の帰属等)

第13条 学長及び民間機関等の長は、共同研究において発生した発明等に係る知的財産権は、すみやかに相互に通報するとともに、帰属の決定及び出願事務等を迅速かつ円滑に行うものとする。

2 学長は、知的財産委員会に当該知的財産権の帰属の決定を諮るものとする。

3 学長及び民間機関等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、発明等に係る出願・申請(以下「出願等」という。)を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び民間機関等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約・申請契約(以下「共同出願契約等」という。)を締結の上、共同で出願等を行うものとする。ただし、民間機関等の長から知的財産権を受ける権利を本学が承継した場合には、学長が単独で出願等を行うものとする。

5 学長は、前項の規定による共同出願契約等を締結する場合には、持分案について、知的財産委員会に諮るものとする。

6 学長は、第2項及び第5項の知的財産委員会に審議させる場合には、発明があった都度同委員会を開催するなど、迅速に処理を行うものとする。

7 学長及び民間機関等の長は、共有する知的財産権のうちノウハウに該当するものについては、協議の上、すみやかにノウハウとして指定する。

(知的財産権の実施)

第14条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、出願等したときから10年間を超えない範囲内において独占的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。なお、民間機関等の同意があれば、第三者に独占的に実施させることができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、民間機関等との共有に係る知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）を民間機関等の同意を得て、民間機関等の指定する者又は学長の指定する者に対し、出願等したときから10年間を超えない範囲内において独占的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

3 学長は、第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、前項の場合において、民間機関等の指定する者若しくは学長が指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ独占的实施の期間中正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者の意見を聴取の上、民間機関等及び民間機関等の指定する者並びに学長の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

4 前3項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に契約で定める実施料を徴収するものとする。

（研究完了後の措置）

第15条 共同研究の代表者は、当該研究が完了したときは、その結果を共同研究完了報告書（別紙様式5）により、当該学部等の長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちに民間機関等の長に通知（別紙様式6）するものとする。

（秘密の保持）

第16条 学長及び民間機関等は、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報については、あらかじめ協議の上、非公開とすることを定めることができるものとする。

（研究成果の公表）

第17条 共同研究による研究成果は、公表を原則とする。ただし、公表の時期・方法について、必要な場合には、学長は、民間機関等との契約に際して適切に定めるものとする。

（適用除外）

第18条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究又は共同研究員に対し適用しないことができる。

- 一 独立行政法人又は地方公共団体との共同研究である場合
- 二 その他、特別な事情があると学長が認めた場合

附 則

1 この規程は、平成17年9月20日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により申込みを受けた共同研究の取扱いについては、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

様式 1（第 4 条関係）

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

民間機関等

所在地

名 称

代表者

印

（職名・氏名）

共同研究申込書

「国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程」に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究の方法（共同・分担の別）
- 4 共同研究教員所属氏名
- 5 民間機関等研究員氏名
- 6 研究期間
- 7 研究に要する経費
- 8 共同研究実施場所
- 9 その他参考になる事項
（共同研究題目等の公表の可否）

担当者連絡先

住 所

部 署 名

担当者名

電話・FAX番号

E-mailアドレス

（共同研究申請書等必要な書類を添付）

様式 1－1（第 4 条関係）

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

所 属
学部長

共 同 研 究 届 出 書

「国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程」に基づき、下記のとおり共同研究を届け出ます。

記

別紙「共同研究申込書」のとおり

添付資料

- 1) 当学部の決定事項
- 2) 審査資料

様式 2（第 5 条関係）

字 大 第 号
平成 年 月 日

（学部等の長） 殿

学 長

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付け字大○第○○号で申請のあった下記の共同研究について，受入れ
を決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 民間機関等の名称及び研究員氏名

様式 3（第 5 条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

（民間機関等の長） 殿

宇都宮大学長

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の共同研究について，受入れを決定したので通知します。

ついては，本学契約担当役と当該共同研究に係る契約を締結して下さい。

記

研 究 題 目

様式 4（第11条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

民間機関等の長

殿

学部等の長

宇都宮大学長

共同研究中止・延長決定通知書

中止すること

下記の共同研究について

を決定したので通知します。

期間を延長すること

記

1 研究題目

2 民間機関等の名称及び研究員氏名

3 当初の研究期間

自 平成 年 月 日～至 平成 年 月 日

4 中止する日又は延長する期間

5 中止又は延長する理由

6 その他

様式 5（第15条関係）

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

共同研究の代表者（職名・氏名・印）

共同研究完了報告書

下記の共同研究が完了したので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究成果の内容 別紙のとおり
- 3 民間機関等の名称及び研究員氏名
- 4 研究期間
自 平成 年 月 日～至 平成 年 月 日
- 5 知的財産権の申請又は取得の有無等
- 6 その他参考となる事項

様式 6（第15条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

民間機関等の長 殿

宇都宮大学長

共同研究完了通知書

平成 年 月 日付け契約の下記の共同研究について，完了したので通知します。

記

研 究 題 目

共同研究契約書（雛形）

国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定 義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第5条に定める実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三 種苗法に規定する専用利用権

四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

- (1) 研究題目 ○○○○
- (2) 研究目的及び内容 ○○○○
- (3) 研究分担（別表第1のとおり）
- (4) 研究実施場所 宇都宮大学○○○○
○○○○○

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約締結日から平成○○年○○月○○日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を各々の施設において本共同研究に参加させるものとする。

2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れることができる。

3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知し、相手方の書面による承諾を要する。

(実績報告書の作成)

第5条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の日から30日以内にとりまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、協議の上、第5条に定める実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究経費を負担するものとし、本共同研究に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 甲は、甲の施設・設備を本共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

二 乙は、本共同研究遂行のために、前号により甲が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、産学官連携研究員等の人件費、消耗品費、その他利用費等の本共同研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）と本共同研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額の間接的な経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

三 乙は第4条2項における共同研究員を甲の施設に派遣する場合、甲に研究料を支払うものとする。

四 甲は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。

2 前項第二号により乙が負担する額を算定する場合の間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。

（研究経費の納付）

第8条 乙は、別表第2に掲げる研究経費のうち研究料並びに乙に係る直接経費及び間接経費を甲の発する請求書により、契約締結日から起算して30日以内に納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項に規定する研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（経 理）

第9条 前条第1項の規定により納付された研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第10条 別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第11条 甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用することができる。この場合において、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の延長）

第12条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第13条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条第1項の規定により納付された研究経費(研究料は除く)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 研究期間の延長により、第8条第1項の規定により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

2 甲又は乙は、本共同研究の実施に伴い生じた発明が甲又は乙いずれか一方に属する研究担当者のみによる場合、それぞれ単独で出願等の手続きを行うものとする。ただし、前項の規定にしたがい、当該発明等に係る知的財産権出願等の前にあらかじめ乙又は甲の文書による確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

(外国出願)

第15条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を希望する場合、日本出願後5ヶ月以内に相手方に通知するものとし、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする。

(甲に単独帰属する知的財産権)

第16条 本共同研究の結果生じた発明等が第14条第2項又は第3項但し書きの規定により甲に単独帰属したときは、乙は、その知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)につき、次に掲げるものの一つを選択することができる。

一 甲から乙への知的財産権の譲渡

二 甲から乙への独占実施権の付与

三 甲から乙への通常実施権の付与

2 甲及び乙は、乙が前項第1号の規定による譲渡を選択したときは、別に定める譲渡契約

を締結する。

- 3 甲及び乙は、乙が第1項第2号の規定による独占実施権の付与を選択したときは、別に定める独占実施権付与の予約契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）は乙の負担とする。
- 4 甲及び乙は、乙が第1項第3号の規定による通常実施権の付与を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

（甲に単独帰属する知的財産権の登録）

第17条 第14条第2項又は第3項但し書きにより甲に単独帰属する知的財産権が設定登録されたときは、乙は、その知的財産権につき、次に掲げるものの一つを選択することができる（乙が前条第1項第1号を選択した場合を除く。）。

- 一 甲から乙への知的財産権の譲渡
- 二 甲から乙への独占実施権の付与
- 三 甲から乙への通常実施権の付与

- 2 甲及び乙は、乙が前項第1号の規定による譲渡を選択したときは、別に定める譲渡契約を締結する。
- 3 甲及び乙は、乙が第1項第2号の規定による独占実施権の付与を選択したときは、必要に応じ別に定める独占実施権付与契約又は専用実施権設定契約を締結する。前記契約には、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償等について定めなければならない。なお、知的財産権に関する出願等費用は乙の負担とする。
- 4 甲及び乙は、乙が第1項第3号の規定による通常実施権の付与を選択したときは、別に定める実施契約を締結する。

（共有に係る知的財産権）

第18条 本共同研究の結果生じた発明等が第14条第3項により甲及び乙が共有することとなった知的財産権につき、乙は、その共有に係る知的財産権の持分につき、次に掲げるものの一つを選択するものとする。

- 一 甲の共有持分の乙への譲渡
- 二 甲による第三者への実施権付与の禁止
- 三 甲による第三者への実施権付与についての同意

- 2 甲及び乙は、乙が前項第1号の規定による譲渡を選択したときは、別に定める持分譲渡契約を締結する。
- 3 甲及び乙は、乙が第1項第2号の規定による実施権付与の禁止を選択したときは、第14条第3項に規定する共同出願等契約に、甲が第三者に実施権を付与することができないことによる甲への補償及び乙が実施した場合の甲の持分に関する実施料の支払い等について定めなければならない。なお、出願等の費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項第3号の規定による実施権付与についての同意を選択した場合、無償で当該知的財産権の実施をすることができる。ただし、乙は、当該知的財産権により著しい利

益を得た場合には、甲に、その貢献度を参酌して対価を支払う。

(実施料)

第19条 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、その許諾者の如何にかかわらず当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(特許料等)

第20条 甲及び乙は、特段の定めがある場合を除き、共有に係る知的財産権に関する出願等費用及び特許料等（以下「出願等費用」という。）をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

- 2 甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を乙又は甲に譲渡することができる。この場合、甲又は乙はその旨の譲渡証書を乙又は甲に提出するものとする。

(情報交換)

第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
 - 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものと

する。

（研究成果の取扱い）

第23条 甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し6ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うおとす日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第24条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

第25条 甲は、乙が第8条第1項に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第26条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第5条、第6条、第13条から第24条まで、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協 議)

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、知的財産権に関するものは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、その他のものは宇都宮地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成○年○月○日(締結日)

(甲) 栃木県宇都宮市峰町350
分任契約担当役
国立大学法人宇都宮大学
学術研究部長

○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住所

○ ○ ○ ○ 印

別表第 1（第 1 条、第 2 条、第 4 条、第22条関係）

区 分	氏 名	所属部局・職 名	本 研 究 に お け る 役 割
甲	※		
乙			

「※」は、研究代表者を示す。「◎」は、共同研究員を示す。

別表第 2（第 7 条、第 8 条、第10条関係）甲の施設における共同研究の研究経費

区 分	甲	乙
研 究 料	_____	円 (消費税及び地方消費税含む)
直接経費	0円 (消費税及び地方消費税含む)	円 (消費税及び地方消費税含む)
間接経費	0円 (消費税及び地方消費税含む)	円 (消費税及び地方消費税含む)
計	0円 (消費税及び地方消費税含む)	円 (消費税及び地方消費税含む)

別表第 3（第11条関係）

区 分	施 設 の 名 称	設 備	
		名 称	数 量
甲			
乙			

国立大学法人宇都宮大学受託研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「発明等」とは国立大学法人宇都宮大学職務発明規程（以下「職務発明規程」という。）第2条に規定する発明、考案、創作、育成及び案出をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは職務発明規程第2条に規定する権利及びその他一切の知的財産権をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り行うものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究を受入れようとするときは、委託者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 委託者は、委託した研究を一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者から中止の申出があった場合は、委託者と協議の上、中止を決定することができること。

二 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

三 本学が受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。

四 本学において、やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、その責は負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知すること。

五 受託研究を完了、受託研究を中止又はその期間を変更した場合において、受託研究費に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還すること。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究費は返還しないこと。なお、中止の理由が本学が受託研究契約を履行できないことによる場合はこの限りでないこと。

六 委託者は、原則として委託する研究に要する経費を当該研究の開始前に納付しなければならないこと。

2 学長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める条件がある場合には、その都度定めることができる。

3 学長は、委託者が国の機関、公社・公庫・公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立

行政法人である場合には、契約担当役と協議の上、第1項第3号及び第6号の条件を付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究を受入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、産学官連携研究員の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、競争的資金（資金配分主体が、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。）による研究費で、委託者側の事情により30%に相当する額と異なる場合には、委託者と合意した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者が国（国以外の団体等で国から助成金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体で、財政事情のため間接経費が措置できない場合であって、学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(受託研究の申込み)

第6条 学長は、受託研究の申込みをしようとする者があるときは、受託研究申込書（別紙様式1）を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、学長が決定するものとする。

2 学長は、受入れの決定に当たって、あらかじめ国際学部、教育学部、農学部及び工学研究科、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター、共通教育センター、オプティクス教育研究センター又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）の長に通知するものとする。

3 学部等の長は、前項の通知を受けたときは、当該教授会等の議を経て、受託研究の受入れについて、受託研究に関する研究内容その他受託研究に必要な事項を併せて決定し、その決定事項及び審査資料を学長に別紙様式1-1により、提出するものとする。

(受入れ決定の通知)

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式2）により委託者に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第9条 契約担当役は、直ちに委託者と契約を締結するものとする。

2 学長は、契約を締結したときは、直ちに受託研究契約通知書（別紙様式3）により学部等の長に通知するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 受託研究を担当する職員（以下「研究担当者」という。）は、当該研究を中止し、又は

その期間を延長しようとするときは、受託研究変更（研究中止，期間延長）承認申請書（別紙様式 4）により当該学部等の長を経て学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申請により受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合には、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、受託研究変更（研究中止，期間延長）決定通知書（別紙様式 5）により委託者及び学部等の長に通知するものとする。

3 契約担当役は、期間を延長したとき又は受託研究を中止したときは、直ちに委託者と契約変更の契約を締結するものとする。

（研究完了の報告）

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、その結果を受託研究完了報告書（別紙様式 6）により当該学部等の長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、委託者に受託研究完了通知書（別紙様式 7）により通知するものとする。

（研究成果の公表）

第12条 受託研究による研究成果は、公表を原則とする。

2 学長は、前項の公表に関し、その時期及び方法について、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。その際、特許権の取得等の知的財産権の保護に十分配慮しなければならない。

（発明等の出願等）

第13条 研究担当者は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、職務発明規程第 4 条の規程により、その旨をすみやかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の規定による届け出があったときは、出願要否の決定、出願又は申請（以下「出願等」という。）事務等を迅速かつ円滑に行なうよう努めるとともに、委託者から出願等（外国出願を含む。）の要望があった場合には、委託者と協議の上、出願等を決定しなければならない。

3 学長は、知的財産委員会に当該発明等に関して審議させるものとし、発明等があった場合にはその迅速な処理に努めるものとする。

4 学長は、本学が承継した知的財産権について、民間機関への技術移転の促進を図るよう努めるものとする。

（知的財産権の実施）

第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等について、知的財産権を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願等したときから10年間を超えない範囲内において、独占的に実施させることができるものとする。

2 前項に規定する独占的实施期間については、必要に応じて更新することができる。この場合において、公共性及び公平性を著しく損なわないこと等を考慮の上、取り扱うものとする。

3 第 1 項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該知的財産権の独占的实施期間中、2 年次以降において、正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者又は委

託者の指定する者の意見を聴取の上、当該知的財産権の実施を第三者に許諾することができる。

- 4 第1項又は第3項の規定により、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(機密の保持)

第15条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨、定めることができる。

(適用除外)

第16条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究に対し適用しないことができる。

- 一 国、独立行政法人又は地方公共団体との受託研究である場合
- 二 その他、特別な事情があると学長が認めた場合

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月20日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により申込みを受けた受託研究の取扱いについては、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

様式 1 (第 6 条関係)

受 託 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

国立大学法人宇都宮大学受託研究取扱規程を遵守の上、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究に要する経費 円

4 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 希望する研究担当者

6 研究用に提供する物品

7 そ の 他

(受託研究題目等の公表の可否)

様式 1－1（第 7 条関係）

平成 年 月 日

学長 殿

所 属
学部長

受 託 研 究 届 出 書

「国立大学法人宇都宮大学受託研究取扱規程」に基づき、下記のとおり受託研究を届け出ます。

記

別紙「受託研究申込書」のとおり

添付資料

- 1) 当学部等の決定事項
- 2) 審査資料

様式 2（第 8 条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

殿

宇都宮大学長

印

受託研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあったことについて、下記のとおり受入れを決定したので通知します。

については、別添契約書により本学契約担当役と受託研究契約を締結してください。

記

- 1 研究題目
- 2 研究に要する経費 円
- 3 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 研究担当者
- 5 研究用に受入れる物品
- 6 そ の 他

様式 3（第 9 条関係）

字 大 第 号
平成 年 月 日

殿

学長

印

受託研究契約通知書

下記の受託研究について、契約を締結したので通知します。

記

- 1 委託者の住所，名称及び代表者名
- 2 研究題目
- 3 研究の目的及び内容
- 4 研究に要する経費 円
- 5 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 研究担当者
- 7 研究用に受け入れる物品
- 8 そ の 他 詳細は契約書（写）のとおり

様式 4（第10条関係）

字 大 第 号
平成 年 月 日

学長 殿

研究担当者

印

受託研究変更（ ）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で通知のあった受託研究について、下記のとおり変更
（ ）したいので申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者の職名・氏名
- 3 変更理由
- 4 変更後必要とする研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 その他参考となる事項

（備考）（ ）内には、研究の中止、研究期間の延長（繰越等）など変更の内容を記載すること。

様式 5（第10条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

殿

宇都宮大学長

印

受託研究変更（研究中止・期間延長）決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で通知した受託研究について、下記のとおり
中止 ・ 期間を延長 することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 当初の研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 中止する日又は延長する期間
- 4 中止又は期間の延長を要する事由

字 大 第 号
平成 年 月 日

受託研究完了報告書

学長 殿

研究担当者

印

下記の受託研究が完了したので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の成果 別紙のとおり
- 3 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 研究に要した経費 円
- 5 その他参考となる事項

様式 7（第11条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

受託研究完了通知書

殿

宇都宮大学長

印

平成 年 月 日付け受託研究契約に基づく下記の研究が完了しましたので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 研究の成果 別紙のとおり
- 4 研究期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 研究に要した経費 円
- 6 その他参考となる事項

受託研究契約書（雛形）

受託者 国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と委託者 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定 義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位並びに外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究担当者
- (5) 研究に要する経費 円
 (うち直接経費 円)
 (うち間接経費 円)
- (6) 研究期間 契約締結日から平成 ○年 ○月 ○日までとする
- (7) 提供物品
- (8) 研究場所
- (9) その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(研究成果報告書の内容例)

- (1) 研究題目
- (2) 研究成果の概要
- (3) 研究成果の今後の活用方法
- (4) 研究経費の支出実績

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を国立大学法人宇都宮大学の発する請求書により、契約締結日から起算して30日以内に納付しなければならない。

2 乙は所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経 理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条又は第12条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、若しくは延期する場合において、第7条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が

生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第14条 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 受託研究の結果生じた知的財産権の承継については、国立大学法人宇都宮大学職務発明規程第5条の規定により、甲の知的財産委員会の諮問に基づき、甲の学長が決定するものとする。

2 前項の知的財産権が甲に帰属した場合には、甲は乙に対してこれを有償で利用させ、又は全部若しくは一部を甲乙協議の上有償で譲渡することができる。

3 乙は、前項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、甲に属する当該研究担当者、前項の知的財産権が甲と甲に属する研究担当者との共有の場合には、甲及び甲に属する当該研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(持分の譲渡等)

第16条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって、前条第1項の規定により甲に承継された知的財産権又は前条第2項の規定により乙と共有となった知的財産権の持分を、乙又は甲及び乙が協議の上指定した者に限り、譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、これを行うものとする。

2 甲が、甲及び乙が協議の上指定した者に、甲に承継された知的財産権又は共有に係る知的財産権の持分を譲渡又は専用実施権の設定を行った場合、本契約第17条、第18条及び第19条中「甲」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。

3 甲は、共有に係る知的財産権の甲の持分を乙以外の者へ譲渡又は専用実施権の設定を行う場合には、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

4 甲又は乙は、共有に係る知的財産権のそれぞれの持分を放棄しようとするときは、乙又は甲にあらかじめ通知するものとする。

(独占的实施)

第17条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって、第15条第1項の規定により甲に承継された知的財産権（本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず（研究目的は除く。以下同じ。）、かつ、乙又は乙の指定する者から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから10年間独占的に実施させることを許諾する。この場合、当該知的財産権に係る出願手続き及び権利維持に要した費用は乙又は乙の指定する者が負担するものとする。

2 甲は、第15条第2項の規定により共有となった知的財産権（以下「共有に係る知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者

から独占的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから10年間独占的に実施させることを許諾する。この場合、当該知的財産権に係る出願手続き及び権利維持に要した費用は乙又は乙の指定する者が負担するものとする。

- 3 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する独占的实施の期間（以下「独占的实施期間」という。）を更新したい旨の申出があった場合には、独占的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間及び条件等については、甲乙協議の上定めるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第18条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項から第3項までに規定する独占的实施期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して1年以内に正当な理由なく実施しないとき、又は乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する独占的实施期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについても準用する。

- 3 乙は、共有に係る知的財産権を出願等したときから、第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は前2項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

（実施料）

第19条 乙は、甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲が自己実施をしないこと並びに甲及び甲の研究者の発明に対する貢献に適正に報いることの重要性を認識し、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

- 3 前項において、乙の指定する者の実施であって、乙が乙の指定する者からの実施料の配分を求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

- 4 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（情報の開示）

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密の保持）

第21条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。

また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

- 第22条** 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し6ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行うおとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。
- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲又は乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第25条 甲及び乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙又は研究担当者若しくは研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第3条及び第4条、第12条及び第13条、第15条から第23条まで、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協 議)

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴は、知的財産権に関するものは東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、その他のものは宇都宮地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 栃木県宇都宮市峰町350

分任契約担当役

国立大学法人宇都宮大学

学術研究部長

○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住所

○ ○ ○ ○ 印

国立大学法人宇都宮大学研究成果有体物取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)における研究等の成果として生じた研究成果有体物の取扱いに関して必要な事項を定め、その適正な運用を図ることにより、研究成果有体物の利用の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- 一 「研究成果有体物」(以下「成果有体物」という。)とは、材料、試料(微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、土壌、岩石等)、試作品、モデル品、各種研究成果情報を記録した電子記録媒体、紙記録媒体及びその他の有体物であって、研究・教育を行う過程又は行った結果、創作又は取得されたもののうち、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。
- 二 「教員等」とは、国立大学法人宇都宮大学職務発明規程(以下「職務発明規程」という。)第2条第5号に規定する者をいう。
- 三 「部局」とは、国際学部、教育学部、農学部、工学研究科(工学部附属ものづくり創成工学センターを含む)、各学内共同教育研究施設、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター、共通教育センター及びオプティクス教育研究センターをいい、「部局長」とは、これらの部局の長をいう。
- 四 「職務上」とは、成果有体物を得るに至った教員等の行為がその性質上本学の研究・教育等の範囲に属するものをいう。
- 五 「提供」とは、外部からの求めに応じて、成果有体物を有償又は無償で外部機関に譲渡又は貸与することをいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 教員等が本学において職務上又は本学の設備等を使用して得た成果有体物の所有権は、原則として本学に帰属する。

- 2 教員等が本学以外の外部機関において得た成果有体物は、あらかじめ締結した契約書等の定めに基づき、その帰属を決定する。

(成果有体物の届出)

第4条 教員等は、成果有体物を外部機関に提供しようとするときは、共同研究契約その他の契約で提供の条件を定めた場合を除き、別紙様式1の届出書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の届出があったときは、教員等の属する部局長に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する成果有体物の外部機関への提供の可否は、教員等の属する部局長の承認を経て学長が決定する。

(成果有体物の管理)

第5条 教員等は、成果有体物を善良な管理者としての注意をもって、適切に管理しなければならない。

(外部機関への提供)

第6条 本学は、成果有体物を外部機関に提供する場合、提供先が営利機関のときは原則として有償で、提供先が非営利研究機関のときは原則として無償で、それぞれ成果有体物を提供するものとする。

2 第4条第3項の決定に基づき外部機関に成果有体物を提供するときは、研究成果有体物譲渡契約又は貸与契約を締結するものとする。

3 外部機関に成果有体物を提供した場合は、外部機関から別紙様式2又は3の受領書を学長に提出させる。

(免責)

第7条 成果有体物の本学から外部機関への提供は、成果有体物の本学から外部機関への移転及び移転先による当該成果有体物の使用、保存、処理又は廃棄により生じる生命、身体、財産、その他に係る被害についての責任から本学を免責するものとしなければならない。

(教員等への補償)

第8条 本学が成果有体物の提供により収入を得たときの当該成果有体物の創作又は取得に寄与した教員等に対する補償については、職務発明規程第14条から第16条の規定を準用する。

(外部からの成果有体物の受入)

第9条 教員等は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から成果有体物の提供を受け入れることができる。この場合において、教員等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 成果有体物の提供を受け入れる際に、外部提供機関又は当該機関の研究に関わる者から同意を得ること。

二 成果有体物の提供を受け入れることが法令及び本学の規程等に抵触しないことを確認すること。

三 提供を受ける成果有体物の取扱い等について文書をもって確認する必要がある場合は、相手方と文書を取り交わし、文書を教員等が保管すること。

2 前項三号の成果有体物を受け入れた教員等は、部局長を経由して別紙様式4の成果有体物受入届を速やかに学長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 教員等は、成果有体物に関し、その内容及び本学又は教員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、教員等が本学を退職等した後も適用する。

(事務)

第11条 成果有体物の取扱いに関する事務は、学術研究部産学地域連携課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、成果有体物に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

研究成果有体物届出書

平成○年○月○日

宇都宮大学長 殿

届出人

創作責任者

自宅住所：

氏名：_____ 寄与度： % 印

所属：

(自署)

創作寄与者

自宅住所：

氏名：_____ 寄与度： % 印

所属：

(自署)

創作寄与者

自宅住所：

氏名：_____ 寄与度： % 印

所属：

(自署)

創作寄与者

自宅住所：

氏名：_____ 寄与度： % 印

所属：

(自署)

国立大学法人宇都宮大学研究成果有体物取扱規程に従い、下記のとおり研究成果有体物を移転することを希望します。

記

1. 研究成果有体物

研究成果有体物の名称及び種類・型式等：

移転数量・単位：

2. 対 価

有償・無償

3. 移転先

移転先名：

住 所：

代 表 者：

4. 添付書類

別紙様式 2（第 6 条第 3 項関係）

受 領 書

（甲）

宇都宮大学長 殿

（乙）

（受領研究者）

（所属部局・部門名等）

（職 名）（氏 名）_____ 印

平成 年 月 日付で、甲と乙が締結した、研究成果有体物譲渡契約書に基づき、下記のとおり試料を受領しました。

記

1. 受 領 日 平成 年 月 日

2. 受領試料

試料の名称及び種類・型式等：

提供数量・単位：

研究期間（提供期間）：

3. 本件連絡先 担当者所属・氏名

電話番号

Fax番号

E-mail アドレス

4. 備 考

※本受領書は、甲において、契約終了後 5 年間保管すること。

別紙様式3（第6条第3項関係）

受 領 書

（甲）

宇都宮大学長 殿

（乙）

（受領研究者）

（所属部局・部門名等）

（職 名）（氏 名）_____ 印

平成 年 月 日付で、甲と乙が締結した、研究成果有体物貸与契約書に基づき、下記のとおり試料を受領しました。

記

1. 受 領 日 平成 年 月 日

2. 受領試料

試料の名称及び種類・型式等：

提供数量・単位：

貸与期間：

3. 本件連絡先 担当者所属・氏名

電話番号

Fax番号

E-mail アドレス

4. 備 考

※本受領書は、甲において、契約終了後5年間保管すること

研究成果有体物受入届出書

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

所 属

氏 名

印

下記のとおり研究成果有体物を受入れましたので、国立大学法人宇都宮大学研究成果有体物取扱規程に従い、届け出ます。

記

1. 成果有体物の名称及び種類・型式等
受入数量・単位
2. 成果有体物を保管する研究室
3. 使用目的
4. その他参考となる事項

研究成果有体物譲渡契約書（雛形）

譲渡人国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項によって研究成果有体物の譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡する研究成果有体物）

第1条 甲は、乙に対し、次の研究成果有体物（以下「本成果物」という。）を譲渡する。

- 一 本成果物の名称
- 二 本成果物の数量
- 三 本成果物の管理研究者名

（譲渡代金）

第2条 乙は、本成果物の対価として、金_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円を含む。）を甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（代金の支払い）

第4条 乙は、譲渡代金を、甲が発行する請求書により、平成〇年〇月〇日までにその全額を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（成果物の引渡し及び受領）

第5条 甲は、前条の規定に従い代金全額の納付があったことを確認した後、本成果物を乙に引き渡すものとする。

- 2 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、本成果物の引渡しに関する費用を負担するものとする。

（非保証）

第7条 本成果物に関して、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

（契約解除）

第8条 甲は、乙が第2条に規定する売買代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（誠実義務）

第9条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が

生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(新成果創出の取扱)

第11条 乙は、本成果物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 栃木県宇都宮市峰町350
国立大学法人宇都宮大学
分任契約担当役

○ ○ ○ ○ 印

(乙) 住所

○ ○ ○ ○ 印

研究成果有体物貸与契約書（雛形）

貸付人国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、次の条項によって研究成果有体物の貸与契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（貸付する研究成果有体物）

第1条 甲は、乙に対し、次の研究成果有体物（以下「本成果物」という。）を貸し付けるものとする。

- (1) 本成果物の名称
- (2) 本成果物の数量
- (3) 本成果物の貸付目的
- (4) 本成果物の管理研究者名
- (5) 本成果物の貸付期間

（借受代金）

第2条 乙は、本成果物の借受代金として、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）を甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（代金の支払い）

第4条 乙は、貸付代金を、甲が発行する請求書により、平成○年○月○日までにその全額を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（貸 与）

第5条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、第1条の目的の範囲内で使用するために本成果物を貸し付けるものとする。

- 2 乙は、本成果物を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。
- 3 乙は、本成果物を改造その他成果の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（成果物の受領）

第6条 乙は、本成果物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、本成果物の引渡し及び返納に要する費用を負担するものとする。

（転貸等の禁止）

第8条 乙は、本成果物を転貸し、又は担保に供してはならない。

（成果物の返納）

第9条 乙は、本成果物を貸付期間満了の日までに指定の場所に返納しなければならない。

- 2 乙が本契約の条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は、甲の指示するところに従い速やかに返納しなければならない。

(成果物の亡失等)

第10条 乙は、本成果物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災、又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

- 2 前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填若しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

(非保証)

第11条 本成果物に関して、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

(契約解除)

第12条 甲は、乙が第2条に規定する借受代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第13条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管理)

第14条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(1) 栃木県宇都宮市峰町350
国立大学法人宇都宮大学
分任契約担当役

○ ○ ○ ○ 印

(2) 住所

○ ○ ○ ○ 印

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が国立大学法人法第22条第1項に規定する業務に資する目的で寄附する現金又は有価証券をいう。

2 この規程において「部局」とは、企画広報室、監査室、総務部、財務部、学務部、学術研究部、保健管理センター、知的財産センター、キャリア教育・就職支援センター、共通教育センター、オブティクス教育研究センター、各学内共同教育研究施設、国際学部、教育学部、農学部、工学研究科及び附属図書館をいい、「部局長」とは、これらの部局の長をいう。

(受入基準)

第3条 前条第1項に該当する寄附金であっても、次の各号に掲げる条件が付されているものは、これを受入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取消することができること。
- 五 その他、学長が本学における教育研究上支障があると認める条件

2 前条第1項に該当する寄附金で、次の条件が付されているものであっても、これを受入れることができる。

- 一 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること。
- 二 学術研究を指定すること。
- 三 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- 四 その他、学長が認めた条件

(有価証券による寄附)

第4条 次の有価証券をもってする寄附は、これを受入れることができる。

- 一 国 債
- 二 政府の保証のある債権
- 三 地方債
- 四 その他学長が認めたもの

2 前項に掲げる有価証券以外の有価証券による寄附は換金した後でなければ受入れることができない。

(寄附金の申込み)

第5条 学長は、寄附金の申込みをしようとする者（以下「寄附申込者」という。）があるときは、寄附金申込書（別紙様式1）により受理するものとする。

(寄附金受入れの決定及び通知等)

第6条 寄附金の受入れは、学長が決定するものとする。

2 学長は、前項により寄附金の受入れを決定したときは、当該部局長、出納命令役及び寄附申込者にそれぞれ通知（別紙様式2～4）するものとする。

3 部局長は、前項の通知を受けたときは教授会等にその旨報告するものとする。

(有価証券の受入れ)

第7条 寄附金が第4条第1項の各号に規定する有価証券である場合の受入れ及び取扱い等については、別に定めるところによる。

(寄附金の使途変更等)

第8条 出納命令役は、次の各号以外に該当する場合は、別紙様式5の寄附金移替（使途変更）承認申請書により学長の承認を得て移し替え又は使途変更を行うものとする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合は、事前に寄附者の承諾を得るものとする。

一 寄附目的を達せられ、寄附金の残額が1,000円以下となった場合

二 当該寄附の使途において職員が指定されている寄附金について、当該職員が他の国立大学法人等へ異動したことに伴い、当該国立大学法人等に移し替えする場合

三 当該寄附の使途において教職員が指定されている寄附金について、本学において当該職員の指定を変更する場合

2 出納命令役は、前項の移し替え又は使途変更を行った場合は、当該部局長にその旨を通知するものとする。

3 出納命令役は、当該教職員の異動により他の国立大学法人等から寄附金の移し換えを受けるときは、学長の承認を得るものとする。

(職員が寄附金を受入れたときの取扱い)

第9条 職員が、第2条第1項に規定する寄附金を受入れたときは、当該寄附金を本学に寄附するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年9月20日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により申込みを受けた寄附金の取扱いについては、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成21年1月21日から施行する。

別紙様式 1（第 5 条関係）

平成 年 月 日

宇都宮大学長 殿

寄附申込者

住 所

氏 名

印

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金の名称
- 2 寄附金額
- 3 寄附の目的
- 4 寄附の条件
- 5 寄附予定年月日
- 6 寄附金の種類
- 7 その他

事務担当者連絡先

別紙様式 2（第 6 条関係）

宇 大 第 号
平成 年 月 日

部局長 殿

学長

印

寄附金受入決定通知書

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程第 2 条第 1 項に規定する経費として、下記寄附金を受納することに決定しましたので通知します。

記

- 1 寄附金の名称
- 2 寄附金額
- 3 寄附金申込者
- 4 寄附金の目的
- 5 寄附金の条件
- 6 寄附金の種類
- 7 その他

別紙様式 3（第 6 条関係）

字 大 第 号
平成 年 月 日

出納命令役 殿

学長

印

寄附金受入決定通知書

国立大学法人宇都宮大学寄附金受入規程第 2 条第 1 項に規定する経費として、下記寄附金を受納することに決定しましたので通知します。

記

- 1 寄附金の名称
- 2 寄附金額
- 3 寄附金申込者
- 4 寄附金の目的
- 5 寄附金の条件
- 6 寄附金の種類
- 7 その他

宇 大 第 号
平成 年 月 日

殿

宇都宮大学長

印

寄附金の受入れについて

時下益々御発展のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびお申し出いただきました寄附金につきましては、ありがたくお受けし、ご寄附の趣旨に沿い本学の教育・研究に役立たせていただきたいと思います。

つきましては、別途振込書により寄附金をお納めいただければありがたく存じます。

本学の教育・研究に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

記

1 寄附金の名称

2 寄附金額

別紙様式 5（第 8 条関係）

字 大 第 号
平成 年 月 日

学長 殿

出納命令役

使途変更
寄附金 承認申請書
移 替 え

使途変更
下記のとおり寄附金を 移 替 え したいので承認くださるよう申請します。

記

1 寄附金の名称

使途変更

2 金額

移 替 え

3 使途変更後の寄附金の名称

移替後の国立学校名

使途変更

4 する理由

移 替 え

5 その他

国立大学法人宇都宮大学利益相反マネジメント規程

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学利益相反マネジメントポリシーの定めに基づき、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）が、産学官連携を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を推進するにあたり、適切な利益相反マネジメントを行い、本学における産学官連携活動等を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるものをいう。

一 「役職員等」とは、次条各号に定める者をいう。

二 「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

イ 産学官連携活動等により生じる、役職員等が国、地方公共団体、独立行政法人、会社又はその他の営利企業若しくは団体（以下「企業等」という。ただし、国立大学法人宇都宮大学職員兼業規程第28条に規定する教育機関を除く。）から得る私的利益と役職員等の責務が対立する状態（個人としての利益相反）

ロ 本学が得る利益と本学の社会的責任が対立する状態（本学としての利益相反）

ハ 本学における役職員等の職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行の責任が両立していない状態（責務相反）

三 「利益相反マネジメント」とは、前号の利益相反を適正に把握及び管理することを行い、産学官連携活動等を進めている役職員等を支え、その能力が最大限に発揮できるような環境を作り、大学自らの社会的信頼を確保しつつ、社会への説明責任を十分に果たすことにより、産学官連携活動等の推進に伴う懸念を払拭していくことを目的とする。

(適用範囲)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 役員（非常勤を含む。）

二 職員（非常勤を含む。）

三 その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が指定する者

(委員会の設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、委員会を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること

二 利益相反の審議及び必要な勧告等に関すること

三 利益相反マネジメントのための調査に関すること

四 利益相反の情報公開に関すること

五 その他利益相反に関する重要事項

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事（研究・産学連携担当）
- 二 各学部長及び工学研究科長
- 三 総務部長
- 四 学術研究部長
- 五 その他学長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、学長が指名する。

(任 期)

第7条 前条第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、理事（研究・産学連携担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反マネジメント室)

第11条 実務組織として、利益相反マネジメント室（以下「マネジメント室」という。）を置く。

2 マネジメント室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 役職員等の利益相反の周知・啓発に関すること
- 二 利益相反自己申告書の受付に関すること
- 三 利益相反異議申立ての受付に関すること
- 四 利益相反の相談窓口に関すること
- 五 その他利益相反に関すること

3 マネジメント室に、室長及び室員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 室長 学術研究部研究協力・産学連携課長
- 二 室員 委員長が指名した者

4 室長は、第2項に掲げる業務について、必要に応じて委員会に報告しなければならない。

(利益相反カウンセラー)

第12条 委員会は、利益相反問題を抱える役職員等に対して、適切なカウンセリングを行うため、

必要に応じて学識経験者及び弁護士等の外部の専門家により構成する利益相反カウンセラーを置く。

2 利益相反カウンセラーは、カウンセリングの内容を必要に応じ委員会に報告する。

3 利益相反カウンセラーに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(利益相反のための調査)

第13条 利益相反マネジメントのための調査は、「利益相反自己申告書」に基づき行うものとし、必要に応じて第2号から第4号までの調査を実施する。

一 利益相反自己申告書の提出

二 ヒアリング

三 追跡調査

四 その他利益相反マネジメントのための調査について必要と認める方法

2 前項各号による調査の実施手続は、委員会が別に定める。

(審議等の手続)

第14条 委員会は、前条第1項第1号及び第2号による調査に基づき、役職員等の利益相反に関する審議を行う。

2 委員会は、前項の審議の結果、勧告が必要と認められる者（以下「当該役職員等」という。）に対して審議結果を通知し、利益相反に関する勧告を行う。

3 委員会は、前項の審議結果及び勧告の内容について、学長に報告する。

4 委員会は、第2項の勧告が行われた場合、当該役職員等の遵守状況を追跡調査する。

(異議申立て)

第15条 当該役職員等は、前条第2項に定める審議結果及び勧告の内容に不服がある場合は、勧告を受けた日から4週間以内に書面をもって委員会へ申立てを行うことにより、再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該役職員等に通知するとともに、学長に報告する。

2 委員会は、前項による審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、当該役職員等に対し、その旨を通知する。

3 委員会は、第1項による審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、当該勧告の取り消し又は変更を当該役職員等に通知する。

(情報の公開)

第16条 学長は、本学の利益相反マネジメントに関する状況を必要な範囲で学外に公表する。

(守秘義務)

第17条 委員会の委員、利益相反カウンセラー及びその他利益相反への対応にかかわるすべての者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(事務)

第18条 委員会の事務は関係部局の協力を得て、学術研究部研究協力・産学連携課において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第6条第1項第5号の委員の任期は、第7条本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

産学連携のしくみ



共同研究 企業等の研究者と大学の教員が、共通の課題について、共同して研究を行う制度です。

タイプ1 (共同型)

民間機関・官公庁等の研究者と大学の教員が、共通の課題について、共同して行う研究で、基本的に大学において行う研究です。

タイプ2 (分担型)

民間機関・官公庁等の研究者と大学の教員が、共通の課題について、分担して行う研究で、それぞれの場において行う研究です。



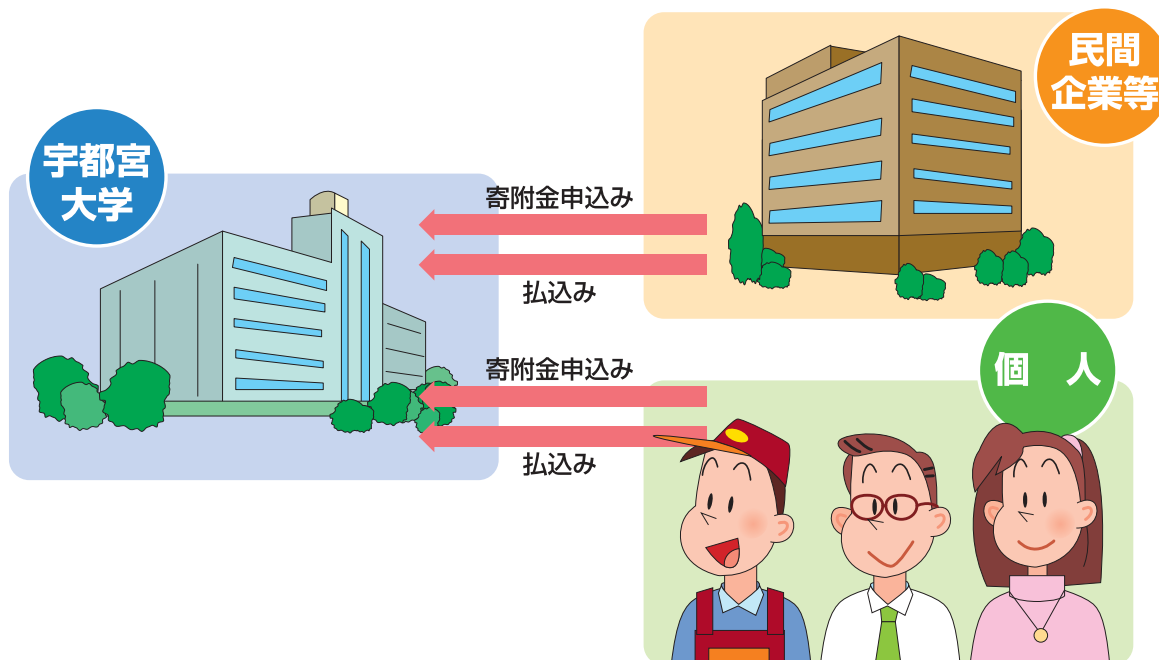
受託研究

企業等からの委託を受けて、大学の教員が研究を行う制度です。成果は委託者に報告します。経費は委託者の負担になります。



寄附金

教育・研究の奨励のために、企業や個人の篤志家から寄附金を受け入れる制度です。寄附金は、大学の学術研究や充実のために使われます。



● お問い合わせ先 ●

1. 知的財産に関すること

知的財産センター 6 8 9 - 6 3 2 4

2. 共同研究・受託研究に関すること

研究協力・産学連携課 峰 地 区 6 4 9 - 5 0 1 9

〃 陽 東 地 区 6 4 9 - 5 0 1 4

3. 寄附金に関すること

研究協力・産学連携課 峰 地 区 6 4 9 - 5 0 1 9

〃 陽 東 地 区 6 4 9 - 5 0 1 4

平成21年 3 月16日

各学部長・センター長 殿

学 長

各種助成（研究助成等）団体への応募及び採択状況等について（依頼）

関係各位におかれましては、本学の教育研究の発展のため、外部資金の獲得にご尽力いただいているところですが、本学の学部資金獲得状況を把握、整理し、さらなる外部資金の獲得に向けた方策等の検討に資するため、本学教員等の各種助成（研究助成等）団体への助成応募状況等を把握したく、今後、各教員が各種助成団体（研究助成等）に応募する場合は、応募先団体及び申請の概要（電子ファイル等可）及び採択（助成金額）又は不採択の状況を、研究国際課研究推進チームへご連絡下さるよう、教授会等で周知いただきたく、よろしくお願いします。

また、各種助成団体（研究助成等）から助成を受けた場合、当該助成金は、アカウントビリティの確保、財務の透明性の向上の観点から、制度上、基本的に機関経理することとなっていること、また、会計検査院実地検査においても機関経理をするよう要請されていること、及び、平成21年1月21日付けの寄付金規程の改正に伴い、大学の寄附金として納入手続きをするようご指導方よろしくお願いします。

なお、間接経費等運用方法について、研究企画会議（平成21年1月21日）で見直しを行い、別紙のとおり整理しましたので、よろしくお取り計らい願います。

外部資金からの間接経費の活用について

(平成24年4月1日一部改正)

1. 間接経費の活用

間接経費は、本学の教育研究進展のため、大学全体として有効に活用するとともに、各部局において、それぞれの実情に応じて有効に活用することとする。

なお、大学全体としては、主に以下のように活用することとする。

- (1) 管理運営経費（光熱水料費、人件費、通信運搬費、印刷（広報活動）等大学運営全般）
- (2) 将来の本学を担う若手教員育成のための研究支援
- (3) 重点的な研究制度への研究費補助
- (4) 産学官連携事業の推進
- (5) 外部資金獲得のための支援経費
- (6) 知的財産関連費用（特許出願・維持等、知的財産の創出・管理・活用）
- (7) その他、教育研究環境の改善

2. 間接経費の徴収割合

- (1) 科学研究費補助金：間接経費が措置されている場合は、措置額
- (2) 共同研究：直接経費の10%
- (3) 受託研究：直接経費の30%
- (4) 寄附金：寄附金額の10%
- (5) 受託事業：事業費の10%

なお、事業費に人件費が措置されている場合は、人件費を除いた額の10%

- (6) 共同研究員：「宇都宮大学における共同研究員等の支出予算額の取扱いについて」（平成16年4月1日学長裁定）により定めた額とし共同研究員：経費6ヶ月につき210,000円のうち35,000円を徴収する。
- (7) 受託研究員：長期（6ヶ月を超えて1年以内）経費541,200円のうち90,200円を徴収する。

短期（6ヶ月以内）経費270,600円のうち45,600円を徴収する。

※ 改正図（P.87）をご参照願います。

3. 間接経費の配分方法

- (1) 外部資金のうち間接経費が事前に別途確保されているものについては、これを獲得した教員に対して、その獲得金額の35%を研究支援を強化するため、学部等配分分35%と共に所属学部等に配分する。

区 分	本 部	学部等（うち獲得者）
配 分 割 合	30%	70%（35%）

* 本人への配分は研究支援経費として間接経費以外の財源から支給する。

- (2) 外部資金のうち間接経費が事前に別途確保されていないものについて徴収した10%の間接経費は現行どおり、本部30%学部等70%で配分する。

4. 間接経費の徴収基準日

- (1) 契約を交わす外部資金は、契約日とする。
(2) 契約を交わさない外部資金は、受入決定日または交付決定日とする。

5. 寄附金に係る間接経費10%の例外

- (1) 各種助成団体が当該助成金を間接経費として使用することを認めていない場合
* 間接経費を適用しない。
(2) 各種助成団体からの助成金が旅費としての助成である場合
* 間接経費を適用しない。
(3) 教育学部附属幼・小・中・特別支援学校各教育研究助成会からの寄附である場合
* 間接経費を適用しない。
(4) その他、特別の事情がある場合（個別に協議する。）

6. 実施時期 平成24年4月1日

宇都宮大学における知的財産の取扱い

平成25年 3 月

宇都宮大学産学官連携・知的財産本部
学術研究部研究協力・産学連携課
TEL 028-689-6323

宇都宮大学地域共生研究開発センター

URL <http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chiiki/>

